

# 公取協

AUTOMOBILE FAIR TRADE COUNCIL NEWS

# ニュース

vol.84

2024.7

信頼されるクルマ販売を促進する

## CONTENTS

2024年度定時総会を開催	1
会長就任及び退任のご挨拶	3
新役員の紹介	4
「ステルスマーケティング告示」の施行に伴う 規約・規則改正(案)が承認されました	4
会員店を対象とした店頭表示に関する 規約遵守状況調査結果の概要	4
新聞、チラシ広告の表示に関する規約遵守状況調査結果の概要	5
「支払総額で購入できない」等の苦情が、 引き続き寄せられています	6
中古車専門店向け「規約研修テキスト」を作成しました	7
消費者を対象とした会員店PRを実施しています	7
二輪車関係ニュース	8

編集・発行／一般社団法人 自動車公正取引協議会

<https://www.aftc.or.jp/>

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町4F TEL 03-5511-2111(代表) FAX 03-5511-2112

## 2024年度定時総会を開催

### —2023年度事業報告書(案)及び決算書(案)等を承認—

当協議会は2024年6月4日(火)、東京・港区の東京プリンスホテルにおいて2024年度定時総会を開催(来場、オンラインのハイブリッド形式)いたしました。

総会では、第1号議案=2023年度事業報告書(案)及び決算書(案)の件、第2号議案=自動車業における表示に関する公正競争規約及び同施行規則改正(案)の件、第3号議案=二輪自動車業における表示に関する公正競争規約及び同施行規則改正(案)の件、第4号議案=任期満了に伴う理事、監事選任(案)の件、報告事項=2024年度事業計画書及び会費額並びに予算書の件についてそれぞれ審議し、原案通り承認されました。また、総会後の第147回理事会において鈴木俊宏氏(自工会副会長:スズキ(株)代表取締役社長)が新会長に選任され、倉石誠司前会長は、顧問に就任しました。

なお、次の方々よりご祝辞をいただきました。

消費者庁 審議官 真淵 博 様  
経済産業省 製造産業局自動車課 課長補佐 是安 俊宏 様

公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引部長 片桐 一幸 様  
国土交通省 物流・自動車局 自動車情報課長 谷合 隆 様



## 2023年度事業報告

### 四輪車関係の主な事業

#### 1. 規約に基づく適正表示の一層の促進

- 1) 規約遵守状況調査の実施
- 2) 広告表示適正化のための普及活動の実施
- 3) 関係団体との連携による規約普及活動の推進

#### 2. 会員事業者の表示管理体制整備・充実のための支援活動の実施

- 1) 会員事業者(「表示管理者」)等を対象とした研修会の開催
- 2) 広告関係事業者(「広告表示管理者」)を対象とした研修会の開催
- 3) 「表示管理者」を通じた規約普及活動の推進と表示管理体制充実の促進
- 4) 表示管理体制に関するセルフチェックの実施

#### 3. 中古車の「支払総額」の表示を定着させるための普及活動の実施

- 1) 「支払総額」の表示への円滑な移行を支援するための活動の実施(施行前)
- 2) 「支払総額」の表示を定着させるための普及活動等の実施(施行後)
- 3) プライスボードの電子化を踏まえた表示規定見直しの検討

#### 4. 冠水車に関する不当表示の未然防止と厳正な対処

- 1) 冠水車の表示に関する改正規約の普及活動の実施
- 2) 冠水車の表示の監視活動と不当表示に対する厳正な対処

#### 5. 修復歴等の不当表示や不当な価格表示に対する指導強化と厳正な対処

- 1) 走行距離及び修復歴、冠水車等の不当表示の未然防止及び厳正な対処
- 2) 不当な価格表示及び不適切な販売行為に対する監視・指導の強化
- 3) 会員及び非会員の不当表示に対する厳正な対処

6. カタログ等の装備品等の表示及び打消し表示の問題点と適正な表示に関する周知活動の実施

- 1) ウェブカタログにおける問題点の周知活動の実施
- 2) 消費者にわかりやすい適正な表示方法の周知活動の実施

7. 自動運転化技術に関する適正な表示の検討及び普及活動の実施

- 1) 運転支援機能(レベル1、2)及び自動運転機能(レベル3)に関する表示の考え方の周知活動の実施
- 2) 自動運転機能(レベル4以降)に関する表示のあり方の検討
- 3) 中古車の運転支援機能等の今後の表示のあり方の検討及び情報提供の実施
- 4) 表示の実態把握及び改善指導の実施

8. 新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討

- 1) SNS等を活用した広告宣伝に関する表示のあり方等の検討及び周知活動の実施
- 2) 新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討
- 3) 中古車の客観的根拠に基づく「No.1」等の最上級表示のあり方の検討
- 4) 「ステルスマーケティング告示」の施行に伴う不当表示未然防止活動及び規約・規則改正(案)の策定

9. 中古車の車両状態評価に関する監修・監査及びPRの実施

- 1) 車両状態評価に関する監修基準に基づく監修及び監査の実施
- 2) 車両状態評価に関する監修制度等についてのPR活動の実施

10. 消費者関連事業の推進

- 1) 消費者トラブルへの適切な対応及び未然防止のための活動の実施
- 2) 国民生活センター及び消費生活センターとの連携強化
- 3) 消費者団体等との情報交換活動の実施

11. 広報PR活動の実施

- 1) 「支払総額」の表示で安心の公取協会員店のPR活動の実施
- 2) 会員に対する情報提供の充実

12. 大型車関係事業の推進

- 1) 規約に基づく適正表示の推進
- 2) 独禁法、下請法に関する普及活動の実施

13. その他の事業

- 1) 関係団体及び地方組織との連携強化活動
- 2) 公正取引に関する法令(独禁法、下請法等)の普及指導

二輪車関係の主な事業

1. 規約に基づく適正表示の一層の促進

- 1) 店頭表示のセルフチェック活動を通じた適正表示の促進
- 2) 会員専用ページ利用促進による規約の普及活動の定着化

2. 中古二輪車の品質評価(「品質評価実施店」)の定着化

- 1) 「品質評価実施店」の拡充
- 2) 品質評価者講習の実施
- 3) 「品質評価実施店」の積極的なPRの実施

3. 中古二輪車の適正な走行距離表示の周知徹底

- 1) 走行距離表示に関する実態調査の実施
- 2) 走行距離の適正な表示に関する周知徹底とPRの実施
- 3) 二輪情報誌との連携による適正な走行距離表示の促進

4. 「年式」等の表示に関する規約・規則の改正及び普及活動の実施

- 1) 「年式」等の表示に関する改正規約の普及活動の実施
- 2) 改正規約に基づく表示状況に関する実態把握の実施

5. 冠水車の表示に関する規約の改正及び周知活動の実施

- 1) 冠水車の表示に関する改正規約の普及活動の実施
- 2) 冠水車の表示の監視活動と不当表示に対する厳正な対処

6. カタログ等における装備品等の表示及び打消し表示のあり方等に関する周知活動の実施

- 1) ウェブカタログの実態調査における問題点の検証と適正な表示方法の検討

7. 規約の一層の定着化を図るための普及活動の実施及び今後の規約指導体制等に関する検討

- 1) 規約の一層の定着化を図るための普及活動の実施
- 2) 今後の規約指導体制等に関する検討

8. 新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討

- 1) SNS等を活用した広告宣伝における必要な対応等の周知活動の実施
- 2) 「ステルスマーケティング告示」の施行に伴う不当表示未然防止活動及び規約・規則改正(案)の策定

9. 消費者トラブルへの対応及び未然防止活動の実施

- 1) 消費者からの苦情・相談の受付と対応

2023年度決算

2023年度の決算(損益ベース)は以下のとおりです。

I. 経常収益 (単位：円)

勘定科目	決算額
1 会費収入	259,387,000
2 入会金収入	1,935,000
3 事業収益	33,099,720
4 雑収入	152,961
5 違約金収入	3,000,000
6 預金取崩収入	3,000,000
7 退職給与引当預金取崩収入	17,394,541
経常収益計	317,969,222

II. 経常費用 (単位：円)

勘定科目	決算額
1 事業費	224,944,771
2 管理費	32,724,914
3 その他の支出	47,472,550
経常費用計	305,142,235

III. 一般正味財産 (単位：円)

勘定科目	決算額
一般正味財産増減額	12,826,987
一般正味財産期首残高	240,075,364
一般正味財産期末残高	252,902,351

# ■ 会長就任及び退任のご挨拶



## 会長就任挨拶

一般社団法人自動車公正取引協議会  
会長 鈴木俊宏

皆様、こんにちは。鈴木でございます。このたび、倉石 前会長の後任として、会長という大役を仰せつかりました。皆様方のご支援、ご協力をいただきながら、当協議会の運営に努めてまいりますので、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、当協議会は、設立以来、「適正な表示による消費者の信頼確保」と、「事業者間の公正な競争の促進」を基本方針とし、公正競争規約の周知及び遵守のための活動のほか、環境の変化やお客様の要請に合わせた規約の見直しなど、これまでも、さまざまな取り組みを続けてまいりました。こうした活動は、諸先輩の方々のご尽力と、関係官庁のご指導により、着実に成果を上げてきたものと思えます。

昨年は、大手中古車専門店による保険金の不正請求等が大きく報道され、中古車販売に対する消費者の信頼を大きく傷付けることとなりましたが、失った信頼を取り戻すため、消費者に安心して中古車を購入していただくための新たな取り組みとして、「支払総額」の表示をスタートさせました。

お客様に安心してクルマ・バイクを購入いただくためには、従来にも増して、「分かりやすく、丁寧な情報提供」が重要であり、我々の活動として求められているものと考えます。

そのため、当協議会といたしましては、お客様のご意見やご要望、及び、業界のご意見等を十分に伺いながら、「消費者の信頼確保」と「公正な競争の促進」に向けた活動を充実させていくことが益々重要であると考えております。

私といたしましては、これまでの活動を引き継ぎながら、各分野の皆さまと忌憚のない意見交換をし、「お客様目線」、「現場目線」に立った成果を生み出し、業界の健全な発展に努めていく所存であります。

最後になりますが、関係団体及び会員の皆様方のご支援、ご協力をお願いいたしますとともに、関係官庁におかれましても、引き続き格別のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、就任にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。



## 会長退任挨拶

一般社団法人自動車公正取引協議会  
前会長 倉石誠司

本日の総会、並びに、理事会におきまして、会長を退任いたしましたので、ひとこと、ご挨拶申し上げます。

2022年6月に会長に就任して以来、皆様方には、当協議会の運営に際し、大変お世話になりました。

私の会長在任中には、中古車の販売価格の表示を「支払総額」に変更するための規約改正や、不当な価格表示に対する措置の強化、冠水車に関する虚偽表示や不表示が、不当表示となることを明確にするための規約改正、などが行われました。

こうした、新たなルール作りを行うことは、当協議会にとって、重要な役割であり、「適正な表示による、消費者の信頼確保」及び「事業者間の公正な競争の促進」という、基本方針のもと、それを具現化し、消費者視点に立った取り組みを行っていくことが、より一層求められているものと考えます。これからも、会員の皆様方、共に考え、意見を交換し、活発な活動、取り組みを行うことにより、ますます、大きな成果を上げられますよう、ご期待申し上げます。

短い期間ではありましたが、会員、並びに、関係官庁の皆様のご支援、ご協力に対し、改めて、深く感謝申し上げます。

以上、簡単ではございますが、これをもちまして、退任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

## ■ 新役員を紹介します

任期満了に伴い、会長、副会長、理事、監事に次の方が選任されました。また、次の方が、顧問、相談役に委嘱されました。

会 長	鈴木 俊宏 <sup>翻*</sup>					
副 会 長	加藤 敏彦 <sup>翻</sup>	赤間 俊一	入野 泰一	竹林 武一	海津 博	
専務理事	鈴木 欣也 <sup>*</sup>					
常務理事	浅見 尚久					
理 事	松永 明 <sup>翻</sup>	加藤 和夫	小糸 正樹	成瀬 修	板崎 龍介	
	小川 隼平	喜谷 辰夫	木場 宣行	塚田 長志	武藤 孝弘	
	小椋 道生	井下 茂一	大村 直幸	石井 大		
監 事	高橋 信行	小河原靖夫				
顧 問	奥田 碩	宗国 旨英	小枝 至	張 富士夫	青木 哲	
	志賀 俊之	豊田 章男	池 史彦	西川 廣人	八郷 隆弘	
	神子柴寿昭	倉石 誠司				
相 談 役	金子 直幹	堀井 仁	小林 健二	橋本 一豊	澤田 稔	

<sup>翻</sup> 新任 ※代表理事

## ■ 「ステルスマーケティング告示」の施行に伴う規約・規則改正(案)が承認されました

「ステルスマーケティング」を景品表示法上の不当表示として指定する告示が施行(2023年10月施行)されたことに伴う、自動車及び二輪自動車の規約・同施行規則改正(案)が定時総会で承認されました。

### <ステルスマーケティングに関する規約改正(案)のポイント>

- ◇不当表示の禁止規定に、「事業者の表示であるにもかかわらず、事業者の表示であることが判別困難な表示」を追加
  - ※景品表示法と同様、優良・有利誤認に該当しない場合も不当表示として規制の対象
- ◇不当表示規定に対応した規約違反措置基準を新設(「警告」)

### <今後のスケジュール>

- ◇規約、規則改正案について消費者庁及び公取委の認定・承認(2025年3月頃の予定)を得た後、速やかに施行

## ■ 会員店を対象とした店頭表示に関する規約遵守状況調査結果の概要

全国の会員販売店における、新車・中古車の店頭表示に関する規約遵守状況の実態把握及び改正規約(中古車の「支払総額」表示)への対応状況の確認を行うことを目的として、関係団体(自販連支部、軽自動車協会、中販連支所、整備振興会)の協力を得て、規約遵守状況調査を実施しました。調査結果の概要は以下のとおりです。

➡規約遵守状況調査結果報告書は、以下をご参照ください

<https://www.aftc.or.jp/contents/am/download/chosa/index.html>

### 新車関係

	1. 価格表		2. 店頭展示車		3. 注文書	
	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度
調査対象社数	1,052社	1,115社	1,038社	1,098社	1,033社	1,090社
規約どおり	93.4%	95.3%	84.6%	87.7%	97.8%	98.3%
表示もれ	6.6%	4.7%	15.3%	12.3%	2.2%	1.7%

## 中古車関係

	ディーラー関係	専門店関係
<b>I. 店頭展示車</b>	988社	1,243社
1. 「支払総額」の表示の有・無	97.8%	94.3%
①「支払総額」の名称で表示	98.3%	89.9%
②内訳として「車両価格」及び「諸費用」の表示	98.5%	88.5%
③「価格には保険料、税金、登録等に伴う費用等が含まれている」旨及び「一定の条件を付した価格である」旨の表示	96.2%	83.0%
2. 保証の有・無(付き・なし)の表示	98.8%	94.3%
保証「付き」と表示した場合のみ ⇒ 「保証内容」、「保証期間・走行距離数」の表示	98.3%	93.6%
3. 定期点検整備実施の有・無(付き・なし)の表示	98.3%	89.1%
整備実施を「なし」と表示した場合のみ ⇒ 要整備箇所がある場合その旨の表示	92.5%	87.7%
<b>II. 注文書</b>	982社	1,198社
1. 「車両価格」及び「諸費用(合計額)」の表示	99.8%	98.3%
⇒ 「諸費用」(合計額)には、「保険料」、「税金」、「登録等に伴う費用」を含めて表示	99.9%	96.1%
2. 保証の有・無(付き・なし)の表示	94.3%	91.0%
保証「付き」と表示した場合 ⇒ 「保証内容」、「保証期間・走行距離数」の表示	94.0%	94.5%
3. 定期点検整備実施の有・無(付き・なし)の表示	92.8%	84.2%
整備実施を「無」と表示した場合のみ ⇒ 要整備箇所がある場合その旨の表示	94.4%	88.2%
4. 「納車準備費用」や「納車整備費用」等の不適切な費用の請求(請求あり)	0.6%	5.2%

### <主な表示もれ>

- 専門店関係における「支払総額」の名称、「車両価格と諸費用」、「支払総額は一定の条件を付した価格である」旨の表示もれ

## ■ 新聞、チラシ広告の表示に関する規約遵守状況調査結果の概要

### —中古車の「支払総額」の表示について、対応が十分ではないところが見られます—

新車・中古車の広告表示に関する規約遵守状況の実態把握及び改正規約(中古車の「支払総額」表示)への対応状況の確認を行うことを目的として、2023年10月13日から11月18日に全国で配布された新車・中古車の新聞、チラシ広告の調査を実施しました。中古車の広告については、「支払総額」の表示への対応が十分ではないことから、規約の遵守率は例年よりも低くなりました。調査結果の主な内容は以下のとおりです。会員各社におかれましては、自社の広告が規約通りの表示となっているか、点検・チェックを実施してください。

- ➡ 規約遵守状況調査結果報告書は、以下をご参照ください

<https://www.aftc.or.jp/contents/am/download/chosa/index.html>

## 新車関係

	2023年度		2022年度	
調査対象件数	427	(100.0%)	726	(100.0%)
規約どおり	328	(76.8%)	534	(73.6%)
表示もれ等	99	(23.2%)	192	(26.4%)

### <主な表示もれ>

- 個人リース料金・サブスク料金を表示した場合の「リース・サブスク料金の支払総額」や「賃貸である旨などのリース・サブスク契約に関する事項」の表示もれ
- 燃費を表示した場合の「数値は公式テスト値である」旨や「走行条件等により異なる」旨の表示もれ

中古車関係

	2023年度				2022年度			
	ディーラー関係		専門店関係		ディーラー関係		専門店関係	
調査対象件数	159	(27.7%)	416	(72.3%)	292	(29.8%)	688	(70.2%)
規約どおり	81	(50.9%)	28	(6.7%)	174	(59.6%)	143	(20.8%)
表示もれ等	78	(49.1%)	388	(93.3%)	118	(40.4%)	545	(79.2%)

＜主な表示もれ＞

- ディーラーにおける、「支払総額は、購入の際に最低限必要な全ての費用が含まれている」旨及び「支払総額は、一定の条件を付した価格である」旨、保証付きの場合の「保証内容」の表示もれ
- 専門店関係における、「支払総額は、購入の際に最低限必要な全ての費用が含まれている」旨及び「支払総額は、一定の条件を付した価格である」旨、「保証の有無」及び保証付きの場合の「保証内容」の表示もれ、「定期点検整備実施の有無」、「修復歴の有無」の表示もれ
- 集計上は「表示もれ」とはしていないが、「定期点検整備実施の有無」の表示を、「付き」か「なし」ではなく、「有り」か「なし」で表示しているものが多くみられた

## ■ 「支払総額で購入できない」等の苦情が、引き続き寄せられています

広告や店頭においては「支払総額」を表示しながら、商談の際には保証やオプション等の購入等、追加費用を求め事業者が存在し、結果として、「支払総額で購入できない」という苦情が、消費者から引き続き寄せられています。こうした行為は、「支払総額」の表示の趣旨を踏みにじるものであり、消費者を欺く不当な価格表示に該当し、最も重大な規約違反となります。

＜適切な表示・販売対応のポイント＞

- ◆広告・店頭において表示した支払総額で販売すること。お客様が購入を決めた有料の保証や整備、オプション等(以下、「有料オプション等」という)の費用以外、追加費用は一切請求できません。
- ◆有料オプション等を勧める場合は、「全てのお客様に購入いただいている」など、有料オプション等の購入が必要であるかのような説明は行わず、「有料オプション等の購入は任意である」旨を説明し、購入は、お客様の判断に任せること。
- ◆『諸費用として不適切な費用』は、名称の如何を問わず、諸費用として支払総額に計上しないこと。また、お客様に説明したか否かに関係なく、別途請求することはできません。

＜今後の対応＞

- 当協議会は、改正規約（「支払総額」の表示）を早期に徹底するため、「支払総額で購入できない」という苦情相談が寄せられた事業者に対する聴き取り調査を実施、規約違反（不当な価格表示）が認められた場合は、規約違反措置基準に基づき、「厳重警告」の措置を採るとともに、悪質な場合は併せて「違約金」、「事業者名公表」の措置を採る等、厳正に対処してまいります。

➡苦情相談事例の問題点及び適正な表示・販売のポイントは、以下をご参照ください  
[https://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/aftc\\_info/aftcinfo\\_202405.pdf](https://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/aftc_info/aftcinfo_202405.pdf)

# ■ 中古車専門店向け「規約研修テキスト」を作成しました

主に中古車専門店の皆様向けに「2024年版中古車・新車規約研修テキスト」を作成、頒布しています。「景品表示法・公正競争規約の概要や最近の措置状況」、2023年10月施行の改正規約(中古車の「支払総額」の表示)、「割賦販売価格や個人リース料金、サブスクリプション料金について表示する際の必要表示事項」等、「中古車・新車の表示及び景品提供に関するルールのポイント」について解説しています。中古車及び新車、景品規約の入門書としてご利用いただけますので、日々の表示物・広告作成業務にお役立てください。(会員頒布価格500円)

マニュアルのご購入は、公取協ホームページ内「四輪車関係 頒布資料ご注文フォーム」からお申込みください。

▶ 頒布資料ご注文フォーム <https://forms.gle/YypovCKDFFnGTqFFA>



# ■ 消費者を対象とした会員店PRを実施しています

当協会は、消費者に対して「中古車の価格表示が『支払総額』に変わったこと」及び「中古車の購入は「支払総額」の表示で安心の公取協会員店で」をキャッチコピーとしたYouTube動画を作成、中古車に興味のある方に向け配信する等、動画や公取協ホームページを活用した消費者に対するPR活動を実施しています。

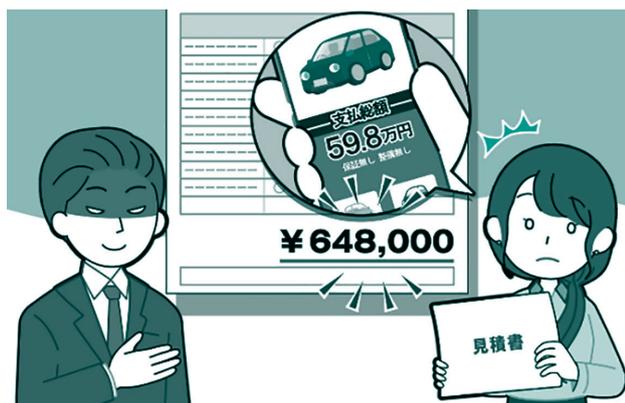
<PR動画①>「中古車の価格表示は『支払総額』に変わりました」



消費者PRの  
詳細は  
こちらから



<PR動画②>「表示された「支払総額」で買えない。そんなお店から買う必要はない」



## 2024年度品質評価者講習(eラーニング)を開講しました

2024年度の品質評価者講習(新規・更新)を開講しました。二輪新会員専用ページ内、会員マイメニューの「品質評価者講習の申込・受講」よりお申込みの上、ご受講いただけます。また、品質評価者資格の有効期限等につきましては、同じく会員マイメニューの「品質評価者の確認・移籍」にてご確認ください。受講が必要な方(更新・新規取得)は、期限内に必ず受講を完了してください。

なお、更新が必要な方が更新講習を受講しなかった場合は資格失効となり、再度、資格を取得する場合は、新規講習をご受講いただくこととなりますのでご注意ください。本年度の受講期限は2025年3月31日までを予定しています。ご不明な点は、下記コールセンターまでお問い合わせください。

### 【今年度、受講が必要な方】

- ①品質評価者資格の有効期限が2025年3月31日の方  
⇒【更新講習】をご受講いただかないと、品質評価者資格が失効します
- ②品質評価者が在籍していないお店の方  
⇒【新規講習】をご受講ください

### 【二輪会員専用ページ内「品質評価者講習の申込・受講」ページ】

品質評価者講習の新規申込  
新規で品質評価者講習を受講する場合は「新規受講申込」ボタンをクリックしてください。

eラーニングログインページ (新規・更新共通)  
新規・更新共に、受講申込みの際の自動配信メールの本文に、ログインしなくても直進、受講画面にアクセスいただけるよう記載されていますので、そちらをご活用ください。簡単に受講いただけます。

このお店の品質評価者一覧  
※更新講習の受講ボタンは受講期限のみ有効になります

更新講習	鑑定士番号	氏名	有効期限	初回認定日	支店・営業所
-	A999999	公取 次郎	2026.03.31	2023.03.19	永田町本店

## 「品質評価実施店」になる(継続する)ためには、「品質評価者の在籍」及び「セルフチェックの実施」が必要です

当協議会は、「お客様が安心してバイクの売買ができる店の証」として、適正表示を実施している会員店を「品質評価実施店」に選定しています。(※年に1回選定)

「品質評価実施店」に選定されるためには、当協議会が実施する「品質評価者講習」を受講した「品質評価者」が店舗に在籍していること、及び「店頭表示のセルフチェック」(※本年度は9月から実施予定)を実施し、適正な表示が行われていることを確認することが必要です。

また、既に「品質評価実施店」に選定されているお店についても同様に、「品質評価者」が店舗に在籍していること、及び「店頭表示のセルフチェック」を実施し、適正な表示が行われていることを確認すること」が継続のために必要です。

2024年度の「品質評価実施店」の選定は7月下旬を予定しております。「品質評価実施店」の選定及びその継続のため、会員店の皆様におかれましては、引き続き、各店舗における適正表示の維持・促進、「品質評価者」の在籍について、ご理解ご協力をお願いいたします。

### 2024年度の「品質評価実施店」選定の流れ

- ①2023年度の「店頭表示のセルフチェック」が実施済みで、結果が「良好」である
- +
- ②店舗に「品質評価者」が在籍している
- +
- ③担当販社(国内4銘柄・インポーター)または所属団体の推薦

2024年度の「品質評価実施店」を選定 ※7月下旬に選定予定



品質評価実施店マーク

※「品質評価実施店」の選定状況、2023年度の「セルフチェック」の実施結果につきましては、二輪新会員専用ページの「会員マイページトップ」画面でご確認いただけます。

二輪新会員専用ページ、品質評価者講習に関するお問い合わせ先

二輪車専用コールセンター 050-3649-1322 (平日 9:00~21:00)